

## 第九管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年4月14日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

荒川河口部およびその周辺海岸の水路測量

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

住 所 新潟県村上市藤沢27-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 荒川河口部およびその周辺海岸（付図に示すとおり）

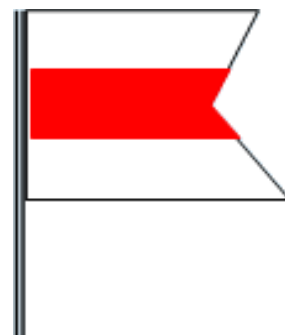
期 間 令和5年4月14日から令和6年3月31日までのうち  
10日間

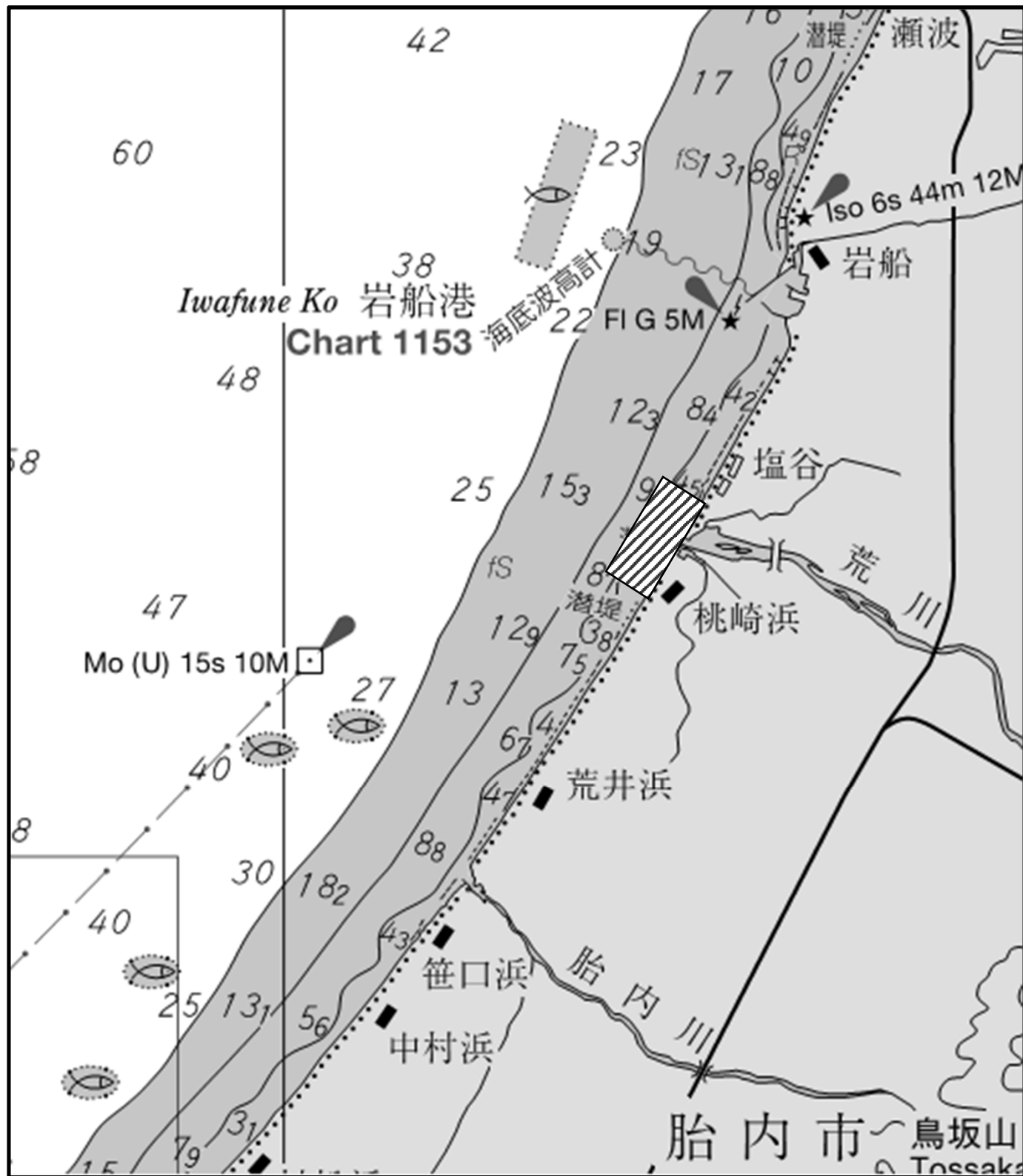
### 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

### 4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。





 測量区域